○国家公安委員会規則第十八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（行政文書の作成等） **第八条**　［略］ ２　別表の第二欄に掲げる事項に係る行政文書を作成するに当たっては、同表の第三欄に掲げる業務の区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる具体例を参酌するものとする。 ３　別表の第二欄に掲げる事項に係る行政文書を作成するに当たっては、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（第七項において「打合せ等」という。）の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ４　別表の第二欄に掲げる事項に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務（軽微なものを除く。）の記録が、保存期間が満了したときには原則として国立公文書館に移管するものとして作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ［５～９　略］ （行政文書の保存期間） **第十一条**　総括文書管理者は、別表の第二欄に掲げる事項に応じそれぞれ同表の第五欄に定める保存期間を参酌し、保存期間表を定め、又はこれを改定するとともに、これを公表しなければならない。 ［２～９　略］ （保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表の第二欄に掲げる事項に応じそれぞれ同表の第六欄に定める保存期間満了時の措置を参酌し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。 ［２～４　略］ ［別表を削る。］	（行政文書の作成等） **第八条**　［同上］ ２　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、当該業務の区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める行政文書の類型を参酌するものとする。 ３　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ４　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務（軽微なものを除く。）の記録が、保存期間が満了したときには原則として国立公文書館に移管するものとして作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ［５～９　同上］ （行政文書の保存期間） **第十一条**　総括文書管理者は、別表第一の第三欄に掲げる行政文書の類型に応じそれぞれ同表の第四欄に定める保存期間を参酌し、保存期間表を定め、又はこれを改定するとともに、これを公表しなければならない。 ［２～９　同上］ （保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第二の中欄に掲げる業務の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める保存期間満了後の措置を参酌し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。 ［２～４　同上］

別表第一（第八条、第十一条関係）

事項	業務	行政文書の類型	保存期間
公安委員会の決定又は了解及びその経緯	会議	公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）	二十年
	監察の指示	警察法第十二条の二に規定する事務に関する行政文書	五年